

社会福祉施設の整備に向けた国有地の貸付制度の改善に関する
意見書（案）

都においては、認可保育所、特別養護老人ホーム、障害者グループホーム等の社会福祉施設の整備が重要な課題となっているが、地価が高いことから、用地の確保が困難な状況となっている。

都内の多くの地方公共団体は、自ら所有する公有地を社会福祉法人に貸し付けるなどして社会福祉施設の整備を行っており、その際、貸付料の減額を行っている。国においても、社会福祉施設の整備のために、国有地を地方公共団体及び社会福祉法人に貸し付けているが、貸付料の減額を行っていないことから、地価の高い東京では利用しにくい状況となっている。

こうしたことから、都内の地方公共団体や福祉関係者からは、国有地の貸付料の減額を求める声が多く上がっている。また、未利用地だけでなく将来的に利用が終了する国有地の情報の早期提供を求める意見も多い。

よって、東京都議会は、国会及び政府に対し、次の事項を実現するよう強く要請する。

- 1 国有地に低廉な価格で社会福祉施設の整備ができるよう、貸付料の減額や無償化を行うこと。
- 2 計画的に社会福祉施設の整備ができるよう、直ちに利用可能な国有地の情報だけでなく、数年後に利用可能となる国有地の情報についても、早期に提供すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年12月 日

東京都議会議長 吉 野 利 明

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

} 宛て